

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件十件	五五
○土地改良区の設立について適当とする旨決定した件	五五
公 告	
○家畜人工授精に関する講習会を開催する件	五四
○地域森林計画の案を定めた件	五四
○地域森林計画の変更案を定めた件三件	五四
○一般競争入札を行う件	五四
福 島 県 企 業 局	
○福島県企業局処務規程の一部を改正する規程	五四
○福島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程	五九
正 誤	
○平成二十六年十月十七日付け定例第二千六百三十四号中	五三

告 示

福島県告示第六百六十九号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十六年十一月十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀雅雄

イオンタウン郡山ショッピングセンター 福島県郡山市松木町五十三番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）日本化学工業株式会社
代表取締役 佐藤 源一

（変更後）日本化学工業株式会社
代表取締役 鈴木 義博

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十四年四月三日

2 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十六年十月二十八日

五 届出をした者

日本化学工業株式会社

（別紙書面）は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
（商業まちづくり課）

福島県告示第六百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか

二 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 （変更前）別紙書面のとおり
 （変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日
 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十六年十月二十八日
五 届出をした者

イオンタウン株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン須賀川 福島県須賀川市仲の町八十四ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
変更した年月日

別紙書面のとおり

三 届出年月日

平成二十六年十月二十八日

四 届出をした者

中央三井信託銀行株式会社

五 届出をした者

中央三井信託銀行株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム会津若松店 福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二十一番地ほか
二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 群馬県高崎市高関町三百八十番地
(変更後) 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
(変更前) 群馬県高崎市高関町三百八十番地
(変更後) 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

2 変更した年月日

平成二十五年十一月十八日

三 届出年月日

平成二十六年十月二十七日

四 届出をした者

株式会社カインズ

五 届出をした者

株式会社カインズ

福島県告示第六百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム郡山富田店 福島県郡山市富田町字上田向二十五番七号

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 群馬県高崎市高関町三百八十番地
(変更後) 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
(変更前) 群馬県高崎市高関町三百八十番地
(変更後) 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

2 変更した年月日

平成二十五年十一月十八日

三 届出年月日

平成二十六年十月二十七日

四 届出をした者

株式会社カインズ

五 届出をした者

株式会社カインズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム原町店 福島県南相馬市原町区大字北原字前谷地二百五十六番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

三 変更した年月日

平成二十五年十一月十八日

四 届出年月日

平成二十六年十月二十七日

五 届出をした者

株式会社カインズ

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム大槻店 福島県郡山市中野一丁目三十四ほか

二 変更した事項

（商業まちづくり課）

1 大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

三 変更した年月日

平成二十五年十一月十八日

四 届出年月日

平成二十六年十月二十七日

五 届出をした者

株式会社カインズ

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム白河モール店 福島県白河市転坂百三十九番二ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

三 変更した年月日

平成二十五年十一月十八日

四 届出年月日

平成二十六年十月二十七日

五 届出をした者

株式会社カインズ

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム方木田店 福島県福島市方木田字水持代五番一ほか

二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）群馬県高崎市高関町三百八十番地
（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
（変更前）群馬県高崎市高関町三百八十番地
（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

三 変更した年月日

平成二十五年十一月十八日

四 届出年月日

平成二十六年十月二十七日

五 届出をした者

株式会社カインズ

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム喜多方店 福島県喜多方市関柴町西勝字鴨屋敷八番地二

二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗の所在地
（変更前）福島県喜多方市関柴町西勝字鴨屋敷八番地二
（変更後）福島県喜多方市関柴町西勝字鴨屋敷八番地二

2 大規模小売店舗を設置する者の住所

- （変更前）群馬県高崎市高関町三百八十番地
（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
（変更前）群馬県高崎市高関町三百八十番地
（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

三 変更した年月日

平成十九年九月二十五日

2及び3 平成二十五年十一月十八日

四 届出年月日

平成二十六年十月二十七日

五 届出をした者

株式会社カインズ

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、喜久田土地改良区の設立について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

- (一) 土地改良事業計画書の写し
- (二) 定款の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年十一月十七日から（二十二日間）
同 年十二月八日まで

三 縦覧の場所

郡山市役所

（農村計画課）

公 告

公告第三百二十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。
平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 開催期日
平成二十七年一月二十三日から同年二月二十七日まで

二 場所
1 学科、実習（二の2に掲げる実習を除く。）及び修業試験
西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地の一 福島県農業総合センター農業短期大
学校

2 実習（精液の採取、保存液の調整、精液の希釈、精液の液状保存及び凍結保存に係るものに限る。）
福島市荒井字地藏原甲十八番地 福島県農業総合センター畜産研究所

三 対象家畜の種類
牛

四 受講人員
二十名程度

五 受講資格
家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者

六 受講手続
1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、平成二十六年十二月十日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、平成二十七年一月十三日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

七 その他

1 選考申込者が定員を超過した場合は、書類選考により受講者を決定する。
2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

(畜産課)

公告第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
阿武隈川地域森林計画書案

二 縦覧の期間
平成二十六年十一月十四日から同年十二月十四日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県東北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部
(森林計画課)

公告第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
奥久慈地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間
平成二十六年十一月十四日から同年十二月十四日まで

三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部
(森林計画課)

公告第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
会津地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間
平成二十六年十一月十四日から同年十二月十四日まで

三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部
(森林計画課)

公告第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
磐城森林計画書変更案

二 縦覧の期間
平成二十六年十一月十四日から同年十二月十四日まで

三 縦覧の場所

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 磐城地域森林計画書変更案
 - 三 縦覧の期間
平成二十六年十一月十四日から同年十二月十四日まで
- 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部及び
福島県いわき農林事務所森林林業部
- (森林計画課)

公告第326号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年11月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 防毒マスク及び吸気缶 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月31日（火）
- (4) 納入場所 福島県生活環境部原子力安全対策課ほか計23箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年12月10日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年11月26日(水)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年1月8日(木)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年1月7日(水)午後5時までには必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Gas respirators and chemical cartridge 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 8 January 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 7 January 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年11月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第5号

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1局長専決事項の欄27(2)中「第6条第1項」の次に「（第31条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄27(3)中「第6条第2項」の次に「（第31条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄27(4)中「第6条第3項」の次に「（第31条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄27(5)中「第7条第2項」の次に「（第31条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄27(6)中「第7条第3項」の次に「（第31条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄27(7)中「第11条」の次に「（第31条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄27(9)中「第29条第1項」の次に「（第31条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄27(9)を同欄27(12)とし、同欄27(8)の次に次のように加える。

- (9) 第19条ただし書（第31条第2項において準用する場合を含む。）及び第20条ただし書（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事を県が行う必要がないことについての認定
- (10) 第21条の2第2項（第31条第2項において準用する場合を含む。）及び第22条第2項（第31条第2項において準用する場合を含む。）に規定する使用者に負担させる費用の算出方法の決定
- (11) 第21条の2第3項（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による使用者に負担させる費用の一部の免除の決定

別表第1局長専決事項の欄中27を28とし、同表中

26 内部組織の分掌事務の決定

	25 課員の担当事務の決定 26 文書の督促、返戻及び訂正 27 印刷の依頼	を	27 内部組織の分掌事務の
決定	25 課員の担当事務の決定 26 文書の督促、返戻及び訂正 27 印刷の依頼		に改め、同表局長専決事項の

欄中25を26とし、24を25とし、23を24とし、22の次に次のように加える。

23 局長及び職員が消防団員と兼職することについての承認

別表第1中			28 局長及び課長の事務代
決者の指定	を	29 福島県工業用水道条例施行規程（昭和44年福島県企業局管理規程第7号）の施行に関する次に掲げる事項 (1) 第7条の規定による氏名又は住所の変更の届出の受理 (2) 第13条の2第1項の規定による給水施設の設置等に関する工事の承認 (3) 第16条第2項の規定による材料費、運搬費、労力費、復旧費、工事監督費及び間接経費の算出方法の決定	28 局長及び課長の事

に改め、同表課長専決事項の欄（工業用水道課長特定専決事項）1

務代決者の指定

中(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 第15条第2項に規定する証明書の発行

別表第1課長専決事項の欄（工業用水道課長特定専決事項）に次のように加える。

2 福島県工業用水道条例施行規程の施行に関する次に掲げる事項（相馬工業用水道に関する事項に限る。）

- (1) 第8条第2項の規定による消火栓の消防演習のための使用の許可
- (2) 第8条第3項の規定による消火栓の消防演習のための使用に立ち会う職員の指定
- (3) 第10条の規定による給水施設に触れ、又はこれ进行操作することの許可
- (4) 第13条の2第2項の規定による給水施設の設置等に関する工事の場所に立ち入り、検査を行う職員の指定
- (5) 第13条の2第3項に規定する証明書の発行
- (6) 第13条の2第5項の規定による給水施設設置等工事完了届の受理
- (7) 第13条の2第5項及び第6項の規定による竣工検査の実施
- (8) 第13条の2第6項の規定による是正の指示及び是正期間の指定

（福島県企業局いわき事業

別表第2中

の特定専決事項)

所総務課長

を

- 16 福島県工業用水道条例施行規程の施行に関する次に掲げる事項（相馬工業用水道に関する事項を除く。）
- (1) 第13条の2第3項に規定する証明書の発行
 - (2) 第13条の2第5項の規定による給水施設設置等工事完了届の受理
 - (3) 第13条の2第5項及び第6項の規定による竣工検査の実施
 - (4) 第13条の2第6項の規定による是正の指示及び是正期間の指定

（福島県企業局いわきの特定専決事項

に改める。

事業所総務課長

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（経営企画課）

福島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年11月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第6号

福島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

福島県工業用水道条例施行規程（昭和44年福島県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第15条第2項」の次に「及び第13条の2第3項」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

（給水施設の使用者による工事等）

第13条の2 条例第19条ただし書又は条例第20条ただし書の規定に基づき使用者が給水施設の設置に関する工事又は移転、増設、改造若しくは撤去（以下「移転等」という。）に関する工事（以下これらを「設置等に関する工事」という。）を施行しようとするときは、給水施設設置等工事承認申請書（第10号様式の2）により、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

2 管理者は、条例第19条ただし書又は条例第20条ただし書の規定に基づき使用者が給水施設の設置等に関する工事に関して給水の適正を確保するために必要と認めるときは、その必要な限度において、その指定する職員に、当該工事の場所に立ち入り、検査を行わせることができる。

3 前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定により立入検査をするときは、使用者又はその代理人の立会いを求め

なければならない。

5 使用者は、給水施設の設置等に関する工事が完了したときは、速やかに給水施設設置等工事完了届（第10号様式の3）を管理者に提出し、管理者の竣工検査を受けなければならない。

6 使用者は、前項の竣工検査の結果、管理者から是正を指示されたときは、管理者から指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の竣工検査を受けなければならない。

第14条第1項中「移転、増設、改造、又は撤去（以下「移転等」という。）」を「移転等」に改める。

第19条に次の1号を加える。

(9) 第13条の2第2項の規定による給水施設の設置等に関する工事の場所で立入検査を行う職員を指定すること。

第8号様式（表）中「受水装置の検査」の次に「又は給水施設の設置等に関する工事の立入検査」を加え、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

福島県工業用水道条例（抜粋）

（受水装置の検査）

第15条 管理者は、給水の適正を確保するために必要な限度において、その指定する職員をして、受水装置を検査することができる。

2 前項の規定により受水装置を検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があるときは、これを提示しなければならない。

福島県工業用水道条例施行規程（抜粋）

（給水施設の使用者による工事等）

第13条の2

2 管理者は、条例第19条ただし書又は条例第20条ただし書の規定に基づき使用者が給水施設の設置等に関する工事に関して給水の適正を確保するために必要と認めるときは、その必要な限度において、その指定する職員に、当該工事の場所に立ち入り、検査を行わせることができる。

3 前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

第10号様式の次に次の2様式を加える。

第 1 0 号 様 式 の 2 (第 13 条 の 2 関 係)

給水施設設置等工事承認申請書

年 月 日

福島県公営企業管理者

住所又は所在地
 使用者 氏名又は名称
 代 表 者

㊟

給水施設設置等工事を次のとおり施行したいので、承認してください。

工業用水道の名称	
受水事業所（工場）名	
給水施設設置等工事場所	
工事の種類	
工事の概要	
設計書・図書 その他添付書類	
工事予定期間	着工 年 月 日 完了 年 月 日
備 考	

第 1 0 号 様 式 の 3 (第 13 条 の 2 関 係)

給水施設設置等工事完了届

年 月 日

福島県公営企業管理者

住所又は所在地

使用者 氏名又は名称

代 表 者



年 月 日付けで承認のありました給水施設設置等工事については、
年 月 日に完了し、竣工検査を受けたいので届け出ます。

工業用水道の名称	
受水事業所（工場）名	
給水施設設置等工事場所	
工事の種類	
工事の概要	
工 期	着工 年 月 日 完了 年 月 日
工事請負人住所氏名	
備 考	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(経 営 企 画 課)

四 八 九	下	一 〇	七 六 一 の 八、 七 六 一 の 二 二	七 六 一 の 八	〇平成二十六年十月十七日付け定例第二千六百三十四号中	ペ ー ジ	段	行	正	誤	正 誤
-------------	---	--------	--	-----------------------	----------------------------	-------------	---	---	---	---	--------